

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

効果倍増！ **体感教育受講の極意**

IK安全サポート 小出 勲夫

事例—MC興産 食品加工機械の災害を体感

特集Ⅱ

仮想空間で災害を再現

VR活用した教育システム開発

西武建設・岩崎

ニュース

ハーネス型
安全帯義務化

特別教育が必要に

厚労省 6時間程度のカリキュラムで

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2285

2017

7/1



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ21 北海道会
サッポロ労務行政事務所
所長 和田 繁彦

配達中に転んで顔面を強打し、傷跡を治療

■ 災害のあらまし ■

A（女性、53歳）は朝刊を配達中、配達区域の歩道でつまづいて転倒し、地面に右ひざと顔面を強打した。その際に額、右目の下、右頬を擦傷、右上前歯の一方所が欠け、もう一方所にひびが入った。歯科の治療、顔面の治療後はあざのような形で残り、形成外科クリニックを受診した。Aは、これらの負傷は業務上の事由によるものとして、労働者災害補償保険法に基づく療養補償給付、休業補償給付を請求した。

■ 判断 ■

歯の治療、顔面の擦傷の治療は業務上の災害とされたが、治癒後の傷跡については業務外となった。

■ 解説 ■

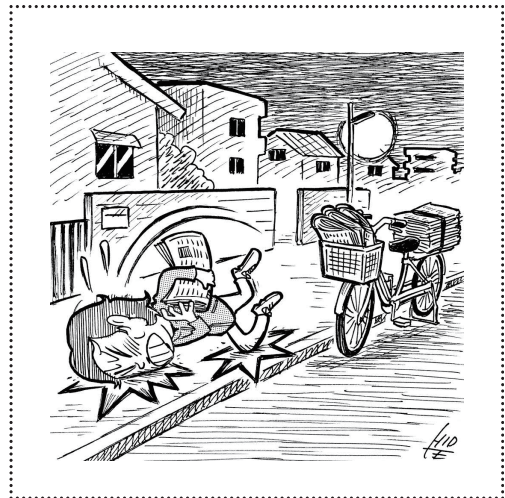
労災保険上の治癒（症状固定）とは、疼痛などの症状が残っていてもその症状が安定しており、治療の効果が期待できず、療養の余地がなくなった場合のことを指す。健康保険であれば痛みが伴っていれば対症療法として治療を受けることは可能だが、労災保険でいったん治癒となれば、その後再び傷病について療養を必要とするに至らなければ、療養補償給付や休業補償給付は受けることができない。具体的には、負傷にあっては創面が癒着し、その症状が安定し医療効果が期待し得なくなったとき、疾病にあっては急性症状が消退し、慢性症状は持続してもその症状が安定し医療効果がそれ以上期待し得ない状態になった場合がいわゆる「治癒」ということになる。治癒の判断は基本的には主治医によるところとなるが、療養期間が長くなってきた場合などは政府によって決定される場合もある。

第246回

外貌醜状により、労働能力には直接影響はないが対人関係、社会生活を営むうえで心理的な影響から労働能力が減退するなど間接的影響が生じる場合があると思われる。外貌醜状は、普段の生活で衣服によって隠れず、あるいは仕事を行う状態で人目につく部分に傷痕が残った場合、その傷痕の大きさも判断要素となる。後遺障害等級表上では外貌の醜状障害および露出面の醜状障害について等級を定めている。

「外貌に著しい醜状を残すもの」は第7級の12で人目につく程度以上のもので原則として、顔面部では、鶏卵大面以上の癍痕または10円銅貨大以上の組織陥没、「外貌に相当程度の醜状を残すもの」は第9級の11の2で原則として、顔面部の長さ5cm以上の線上痕で人目につく程度以上となっている。「外貌の単なる醜状を残すもの」は第12級の14で原則として顔面部では、10円銅貨以上の癍痕または長さ3cm以上の線上痕となっている。これらの障害補償の対象となる外貌の醜状とは、人目につく程度以上のものでなければならないから癍痕、線状痕および組織陥没であって眉毛、頭髮などに隠れる部分は、醜状として取り扱わない。例えば眉毛の走行に一致して3.5cmの縫合創痕があり、そのうち1.5cmが眉毛に隠れている場合は、顔面に残った線上痕は2cmとなるので、外貌の醜状には該当しない。上記に照らして被災者は、外貌障害に係る障害認定基準に該当しなかった。

ところで平成23年2月1日に障害等級の男女差の解消などを内容とする改正が行われた。改正に至った契機は、金属加工会社に勤める当時21歳の男性が金属の溶解作業中に溶解物が飛散し、顔や腕、胸などを火傷し、大きな跡が残った。平成16年に労基署は、腕などに負った傷と合わせて



11級の後遺障害であると認定したのに対し、女性よりも障害等級が低いのは男女平等を定めた憲法に反するとして、国の補償給付処分取消しを求めた。障害等級表では、顔などに大きな傷が残った場合、男性は12級、女性は精神的苦痛が大きいとして5等級上の7級である。平成22年5月27日の判決で、京都地裁は「社会通念上は、容貌の障害による影響に男女差があるとされ、等級の男女差に根拠がないとはいえない」とした一方で、女性の方が顔などの障害の為に就労機会を制約されるなどとした国側の主張は「具体的根拠に乏しい」と退けた。そのうえで「障害等級表では年齢や職種、利き腕などは障害の程度を決定する要素となっていないのに、厚労省の障害等級（女性が有利、男性が不利）に対し「不合理な差別的扱いで違憲となる」と判断を示した。平成22年6月10日、厚労省は控訴を断念し、違憲判決が確定したという経緯がある。交通事故における後遺障害等級も労災とほぼ同様となっている。今後においては、高齢労働者の身体機能（下肢筋肉量の減少、平衡機能の低下、視覚機能の低下）に伴う労働災害の防止対策も課題である。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp